知名町農業委員会平成31年度第1回定例総会議事録

- 1. 開催日時 平成31年4月25日
- 2. 開催場所 役場会議室
- 3. 出席委員

				_		
1	先間	秀明		11	森日	自美子
2	田尻	博樹		12	川内	清 <u>弘</u> 章裕
3	東正	<u> </u>		13	元榮	章裕
5	永吉	雄子		14	幸山	利忠
6	川畑	伸之		15	林力	支
7	福田	則明		16	芦村	利広
8	池沢	清良		17	三原	利昭
9	市來	真吾		18	中瀬	秀治
10	榮 米	行	計		17名	

- 4. 事務局職員 係長 田中 雅俊
- 5. 議事日程
- (1) 議案について
- 1. 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 2. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3. 議案第2号 農業振興地域内農用地区域除外について
- 4. 議案第3号 農地法第5条第1項の規程による許可申請について
- 5. 議案第4号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について
- 6. 議案第5号 下限面積の設定について

付議事項

議長

お疲れ様です。

それでは、先月の総会のあと、昨日までの会務報告を行いたいと思います。 まず、3月26日鹿児島県農業会議の第95回通常総会に出席いたしました。 内容は、31年度の事業計画や予算の設定について話がありました。

次に、4月11日平成31年度全国情報会議が東京でありました。

内容は、農業委員会だよりの全国コンクールの入賞農業委員会の表彰、新聞記事に投稿した 優秀な委員会表彰や農業新聞の普及推進に活躍されている委員会の表彰、知名町も購読部数 があるを提供していうことで表彰されました。

会務報告は以上です。

これより、議題事項にはいります。

日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

議事録の署名委員ですが、本日は17番三原さん、18番中瀬さんを指名いたします。

会議書記は、事務局職員の田中氏にお願いいたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議題事項にはいります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。説明します。

1-1 下平川大底〇〇畑1,215㎡を含む計5筆9,479㎡、〇〇さんから、下平川〇〇さんへ相続です。取得月日平成31年2月28日、あっせん希望はなしです。

2-1 芦清良イベ窪〇〇畑1,402㎡、〇〇さんから、下平川〇〇さんへ相続です。

取得月日平成17年3月15日、あっせん希望はなしです。

3-1 正名宇佐川〇〇畑5,865㎡、〇〇さんから、正名〇〇さんへ相続です。

取得月日が平成29年8月5日です。 あっせん希望はなしです。

4-1 屋子母後ン当〇〇畑204㎡〇〇さんから、鹿児島市〇〇さんへ相続です。

取得月日が平成7年4月20日、こちらあっせんは希望ありとなっております。

議長 はい。ただ今事務局より届出について説明がありました。それに関して何かご質問ございます でしょうか。

3番委員 はい。いいですか。

議長どうぞ。

3番委員 4-1は、あっせん希望ありとなってますが、確認をしております。 山になっていて、畑へ入っていく道路もございません。あっせん希望ありとなっておりますが、 無理なような気がします。

議長はい。他にないでしょうか。

(なし)

議長 ないようですので、次の議案第1号にはいっていきます。 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について

事務局 先程、説明すればよかったんですが、4月から、今年度からですが方向を変えて、3条と 基盤強化法についての読み上げは行わず、皆さんの方で目を通して頂くということで委員さん からの説明をよろしくお願いします。

議長 はい。それでは来月から総会資料が遅くても3日前、一週間前には届きますので、担当地区以外でもみんな目を通されて、総会の時間を少しでも短縮できたらと思います。 それでは、2-1の地区担当委員より説明をお願いいたします。

1-1 取り下げ

2-1 上平川迫田袋〇〇畑75㎡未整備を含む計5筆1,531㎡ 譲渡人兵庫県神戸市〇〇さん、贈与により譲受人上平川〇〇さん、経営面積29,406㎡対価無償です。

14番委員 はい。譲渡人と譲受人はいとこで、譲渡人は長年島に帰って来ておらず、畑はできないということで、今回の贈与の話になりました。畑の方が5筆ありまして、1番迫田袋がバナナを植えているところをあけているということで、草を刈ってまた収穫をするということでした。、3番長竿について、ここもまた、原野になりかけているんですけど、開墾していくそうです。2番上作田はキビ畑で、4番5番赤嶺原についてはバレイショが植え付けています。機械等も揃っていますので問題ないと思うので、審議の程よろしくお願いします。

議長 はい。ただ今地区担当委員より説明がありました。それに関して何かご質問ございます でしょうか。

(なし)

議長 ないですね。それでは、ただ今の議案第1号に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員举手)

議長 はい。全員賛成ですので、許可することにいたします。 次に、議案第2号 農業振興地域内農用地区域除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農業振興地域内農用地区域除外について、いわゆる農振除外について説明したい と思います。

申請人 知名町長 今井力夫となっております。町が事業主体となる予定です。土地につきましては、屋子母字塩津類ビ〇〇畑1,811㎡と塩津類ビ〇〇畑3,633㎡ 計5,444㎡となっております。事業計画といたしましては、多目的運動場、舗装路、緑地となっております。位置図の方、フローラルパークのすぐ隣の隣接地で、以前は観光農園等の施設として活用されていましたが、ここ最近使われていないということで、ここに芝を張って運動場を造るという予定となっております。平面図の方の赤線で囲んであるAの部分が、今回の申請地となります。

併せて残りの部分、BとCの部分が張芝で、今、グランドゴルフが行われている芝でない方のところには、バスケットゴールやサッカーゴールを置くということです。その分申請地の方に、芝を張ってそこにグランドゴルフ等で使えるようにするという計画となっております。

必要経費が造成費、その他含めまして〇〇万円、うち補助金を半額活用して行うということでこちら補助金内示の方がきておりますので、事業自体も実際できるのではと思っているところでございますよろしくご審議お願いいたします。

議長はい。ただ今事務局より説明がありました。その件についてご質問ございますでしょうか。

2番委員 隣接する農地の人の、許可はいらないのか。隣の所有者とか。

事務局 特に許可はとっていないです。

2番 ソーラーの場合許可が必要じゃないですか、そういう何かする場合、隣接地の方の許可とか 必要じゃないのか。

事務局 隣接地に影響しそうな場合だと思うんですけど。

2番委員 隣接地に影響がなければいらないということ。

事務局 はい。ちなみに芝を張るということと、ある程度隣とは若干距離を、緩衝地を設けるということで、 今までも、町の持ち物として使っていたものですから、そこで隣接される方に影響を及ぼすという ことはないと思います。

2番委員 前は農地だったからよかったけれど、今度は芝を張って何かするわけでしょ、何か物が飛んで来たとかって。フェンスとかするのか。その境はどうするのか。

事務局 境はですね、フェンスまではしてないですね。ここにはフェンスは予定していないです。

3番委員 建設する場所はグランドゴルフの場所になるわけですね.

16番委員 バスケットゴールとか作って、向こうの方に芝とか作る訳でしょ。その延長するところが、 従来登記上畑であれば、今回転用申請がでるはずなのよ。それをまた、後から転用をする

事務局除外してから、転用です。

町が行う、こういう運動場とかについては、もしかしたら転用許可が不要という可能性になるかも しれないですけど、いずれにせよまた総会の方で審議してもらうという形にはしたいと思います。

議長よろしいでしょうか。他にないでしょうか。

(なし)

議長ないようですので、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

議長はい。全員賛成ですので、許可することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規程よる許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号 農地法第5条第1項の規程による許可申請についてということで 転用の許可申請となっております。

> 平成31年1月の総会で農振除外で審議して頂いた土地となっております。こちらの方の、除外手続きが完了しまして、今回転用の申請があがってきているところでございます。 細かい内容につきましては、農振除外の時に説明しておりますので、省略させて頂きます。 事業計画と致しまして、農家住宅及び駐車場を作るという予定となっております。転用事業者と譲渡人は親子です。以上です。ご審議よろしくお願いします。

議長ただ今の許可申請について、ご質問ございますでしょうか。

ないですね。

(なし)

議長ないようですので、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長はい。全員賛成ですので、原案は許可決定といたします。

次に議案第4号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について、地区担当委員から 説明をお願いいたします。

1-1 徳時大當〇〇未整備6,320㎡ 貸人知名〇〇さん農業廃止により、屋子母〇〇さん経営面積13,279㎡従事者1名、全筆〇〇万円賃貸借契約により平成31年5月1日から5年間の新規設定となっております。

3番委員 貸人と借人は知人です。現在その畑には、サトウキビを植えています。貸人が植えた後を引き継いでするそうで、来年度については他の作物を作る予定だそうです。トラクター等機械もありますので審議の程よろしくお願いします。

議長 ただ今の計画(案)の決定について、何かご質問はございますでしょうか。

(なし)

議長ないようですので、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長はい。全員賛成ですので、原案は許可決定といたします。

次に、議案第5号 下限面積の設定について(案)、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第5号 下限面積の設定について(案)の、説明がありますが、いわゆる5反要件といわれている面積を特段別に少なくとかするという場合については、毎年農業委員会で審議をしてください、ということになっております。

(1)農地法施行規則第17条第1項の適用について、(2)同第2項の適用について、ということで細かく説明があるんですけど、(1)について、知名町内で50アール未満の農家がどれ位いるのかということで影響してくるんですけど、2015年農林業センサスで管内の農家で5反以上の農地を耕作している農家が全農家数の8割を超えているということとなっております。

こちらの方が、5反から下げるというためには、5反未満の農家の方々が4割位いるとしたら、 面積の方を減らしていいですということとなっておりますので、こちらの規定に基づくと5反要件は 今のところ下げるということはできないのかな、と思っているところです。

(2)につきましては、遊休農地が相当程度あった場合については、こちらについても5反要件の方下げられるということとなってますが、知名町についても、こちらの5%未満が現状でありますので、こちらについても適用されないのかなと思うところです。

よって、本年度につきましてもこちらの下限面積については、特に別に定めることなく、このまま50アールということで進めたいと思っております。よろしくお願いします。

議長 はい。 ただ今の下限面積の設定について、事務局より説明がありました。何かご質問ございます でしょうか。

16番委員

2番委員 農林業センサスは、4年に1回ですか。

16番委員 5年に1回です。

事務局 来年は変わる。

16番委員 これを踏まえて、新規就農者ができないということはないですね。

事務局 ないです。

議長他にないでしょうか。

2番委員 鹿児島県は、全部5反ですか。

事務局いえ。市町村毎に、設けている所もあります。

2番委員 奄美群島は全部

事務局 奄美でも確か下げた所があったと思います。

議長 他にないですね。それでは、下限面積の設定については、従来どおり50アールということで

1年間進めていきたいと思います。

ただ今の下限面積の設定について(案)に、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長はい。全員賛成ですので、決定といたします。

以上で議案は終わりました。

次に、その他で事務局よりお願いします。

事務局 はい。来月総会は、5月24日金曜日13時30分からを予定してます。

